介護老人保健施設栗の郷のご案内

（令和６年６月１日）

１．施設の概要

（１） 施設の名称等

- 施設名：介護老人保健施設　栗の郷
- 開設年月日：平成１１年１０月２９日
- 所在地：四街道市栗山９０６番地１
- 電話番号：０４３－４２１－６８８１
- ファックス番号：０４３－４２１－６８８２
- 介護保険指定番号：介護老人保健施設（１２５４４８００２６号）

（２） 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設栗の郷訪問リハビリテーションの運営方針］

① 訪問リハビリテーション計画に基づき、可能な限り、ご利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保及び向上を重視した在宅療養ができるように支援します。

② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問リハビリテーションサービスを提供するよう努めます。

③ 医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置づけにおける処遇を行います。医療面の偏重（過剰医療、過少医療）を避け、生活援助の場としての施設を原則に、バランスの取れた処遇に勤めます。

２．サービス内容

① 基本動作訓練（寝返り・起き上がり・座位・立ち上がり・立位・屋内歩行・屋外歩行・階段昇降）
② 日常生活動作訓練（食事・更衣・整容・排泄・入浴）
③ 関節可動域訓練
④ 筋力増強訓練
⑤ 疼痛治療・管理
⑥ 末梢循環の改善
⑦ 家庭内訓練・体操指導
⑧ 福祉用具利用の助言
⑨ 家屋改造の助言
⑩ 精神面のサポート
⑪ そのほか、医師が必要と判断した訓練

３．要望及び苦情等の相談

（１） 当施設には、相談・苦情受付窓口担当者がおります。お気軽にご相談ください。

相談・苦情受付窓口担当者　　リハビリテーション課　稲垣　邦一

電話番号　　０４３－４２１－６８８１
FAX 番号　　０４３－４２１－６８８２

要望や苦情などは、相談・苦情受付窓口担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。または、栗の郷施設内に備えつけの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

（２） 苦情対応の手順

① 苦情受付窓口担当者による苦情の受付をします。（文書・電話・口頭・その他）
② クレーム報告書に起票します。
③ 苦情関係部署へ事実関係を調査・指示します。
④ 苦情関係部署より事実関係の報告を受けます。
⑤ 施設管理者に報告します。
⑥ 施設として苦情の核心を把握し、検討・分析を行います。
⑦ 対応方針を決定します。その際施設管理者が必要と判断すれば市町村・県などへの報告をし、その指示や助言に従います。
⑧ 方針の結果、苦情申立者に対応します。
⑨ 対応の結果をクレーム報告書に記載し、施設管理者に報告をします。

⑩ 苦情の内容により、情報の共有化が必要な場合は各部署に伝達し、同様・類似の苦情が発生しないよう、再発の防止とサービスの向上に努めます。

（３） 各市区町村においても苦情の受付を行っています。

四街道市役所高齢者支援課：０４３-４２１-６１２７

佐倉市役所高齢者福祉課：０４３-４８４-６１７４

千葉市若葉区役所高齢障害支援課：０４３-２３３-８２６４

千葉市稲毛区役所高齢障害支援課：０４３-２８４-６２４２

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課：０４３-２５４-７４２６

４．その他

当施設についての詳細は、パンフレットがございます。ご希望される場合は、お申し付け下さい。

重要事項説明書（約款の要約）

□　利用料金について

・（介護予防）訪問リハビリテーションサービス利用単位

	訪問リハビリテーション費	介護予防 訪問リハビリテーション費
２０分間＝１回	３０８単位	２９８単位
４０分間＝２回	６１６単位	５９６単位
６０分間＝３回	９２４単位	８９４単位

・（介護予防）訪問リハサービス提供体制強化加算（Ⅰ）　⇒　６単位／回
　勤続７年以上が一人配置している場合。

・（介護予防）訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算
　退院・退所・認定日から起算して３ヶ月以内　⇒　２００単位／日
　※　退院・退所日または認定日から３ヶ月以内に週２回で１日２０分以上のサービス提供を実施した場合に限り、週１２回（２４０分）まで利用可能。

・移行支援加算　⇒　１７単位／日
　利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合。
　※　要介護認定者に限る。

・退院時共同指導加算：６００単位／回
　入院中の者が退院するにあたり、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合

ご利用者様の自己負担分は、上記の合計単位に単価を掛けた負担割合証に記載された割合となります。
※　四街道市における訪問リハビリテーションの１単位あたりの単価は 10.55 円です。
※　１週間の利用は６回までとなっています。

□　キャンセル料

キャンセル料：　**一律　５５０円（税込）**（交通費として）

以下の時間までにキャンセルの連絡が無かった場合、キャンセル料が発生します。

ご利用時間が午前の場合　⇒　**当日の８時３０分まで**

ご利用時間が午後の場合　⇒　**当日の１時まで**

□　利用料金の徴収について

当施設は、前月料金の合計額の請求書および明細書を発行し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の１５日までに支払うものとします。尚、支払いの方法はサービス利用時の集金、または事務所にてお支払いとなります。

□　診療情報提供書について

訪問リハビリテーションを利用するにあたり、初回利用前にかかりつけの医師（主治医）によります**『診療情報提供書』**が必要になります。尚、継続して利用するためには、心身状況に変化が生じた場合等は同書類が必要になります。

※　診療情報提供料等の費用は利用者負担となります。

□　診療について

当施設の医師が、訪問リハビリテーションの実施にあたり、当該事業所の理学療法士、作業療法士に対し、利用者に対する詳細な指示を行なうため往診を行ないます。尚、継続して訪問リハビリテーションを利用するためには往診が３ヶ月毎必要となります。

※　往診の費用負担はかかりません。

□　当施設との契約について

別紙のとおり、**『（介護予防）訪問リハビリテーション契約書』**および**『介護老人保健施設栗の郷（介護予防）訪問リハビリテーション利用同意書・個人情報使用同意書』**に必要事項をご記入の上、捺印してください。

※　個人情報が関係者以外にもれることの無いように細心の注意を払います。

□　定期訪問について

専門スタッフ（理学療法士又は作業療法士）が訪問させていただきます。

１日あたりの訪問時間は２０分を１回として４０分（２回）、６０分（３回）と利用できます。

□　訪問時間の変更について

仕事内容や交通状況により、訪問予定時間から大幅に時間がずれそうな場合に関しては、担当スタッフから直接電話連絡を差し上げますので、ご了承ください。

□　連絡先について

【訪問日程の変更や生活上の相談など】

栗の郷（TEL：０４３-４２１-６８８１）　リハビリ　稲垣　邦一

【担当スタッフへの要望および苦情など】

栗の郷（TEL：０４３-４２１-６８８１）　リハビリ　稲垣　邦一

又は、ご担当のケアマネージャーにご連絡ください。

□　営業日及び営業時間について

【営業日】

月曜日から土曜日までとする。

【休日】

国民の祝日・年末年始（12/30～1/3）

ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

【営業時間】

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

介護老人保健施設栗の郷（介護予防）訪問リハビリテーション利用約款

＜約款の目的＞

第１条　介護老人保健施設栗の郷（以下「当施設」という）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養するもの（以下「扶養者」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

＜適用期間＞

第２条　１　本約款は、利用者が訪問リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから、効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

２　利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙１の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し当施設の訪問リハビリテーションを利用することができるものとします。

＜利用者からの解除＞

第３条　利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画に関わらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除･終了することができます。尚、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設および利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

＜当施設からの解除＞

第４条　当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービスの利用を解除･終了することができます。

①利用者が要介護認定において自立と認定された場合。

②利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。

③利用者の病状、心身状態などが著しく悪化し、適切な訪問リハビリテーションの提供を超えると判断された場合。または、入院などで２ヶ月以上に渡って
サービスの利用ができない状態にある場合。

④利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を３ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、１４日間以内に支払わない場合。

⑤利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。

⑥天災、災害、施設･設備の故障、その他やむを得ない利用により、当施設を利用することができない場合。

＜利用料金＞

第５条　１　利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービスの対価として、別紙１の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う義務があります。

２　当施設は、前月料金の合計額の請求書および明細書を発行し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の２０日までに支払うものとします。尚、支払いの方法は別途話し合い上、双方が合意した方法によります。

３　当施設は､利用者又は扶養者から､1 項に定める利用料金の支払いを受けた時に、領収書を発行します。

４　訪問リハビリテーションを利用するにあたり、初回利用前にかかりつけの医師（主治医）によります診療情報提供書が必要になります。受診の際に医療機関へ依頼して下さい。尚、継続して利用するためには、心身状況に変化が生じた場合等は同書類が必要になります。医療機関より請求を受けた診療情報提供料、切手代（実費）等の費用は利用者負担となります。

５　当施設は、実施指定範囲内における交通費は請求しませんが、実施指定範囲外での場合には、別途交通費がかかります。

＜記録＞

第６条　１　当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間は保管します。

２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

＜秘密の保持＞

第７条　１　当施設とその職員は、業務上知りえた利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得たうえで行うこととします。

①介護保険サービスの利用のための市区町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

②介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会などでの事例研究発表など。その際、利用者個人を特定できないように仮名などを使用することを厳守します。

２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとなります。

＜緊急時の対応＞

第８条　１　当施設は、利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

２　前項の他、訪問リハビリテーション利用中に、利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者の及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

＜要望又は苦情等の申出＞

第９条　　利用者及び扶養者は、当施設の提供する訪問リハビリテーションに対しての要望及び苦情などについて、苦情受付窓口担当者に申し出ることができます。また、各市区町村の役所においても苦情を受付することができます。

＜事故発生時の対応＞

第１０条　介護保健施設のサービス提供に伴い、事故が発生した場合は速やかに市区町村、扶養者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

＜賠償責任＞

第１１条１　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

２　当施設は利用者に対する介護保健施設サービスにより、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

＜利用契約に定めのない事項＞

第１２条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙１＞

（介護予防）訪問リハビリテーションについて

１．介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．訪問リハビリテーションについての概要

訪問リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、在宅での理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持、回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら訪問リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、訪問リハビリテーション計画が作成されますので、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用単位及び料金

＜１＞基本単位

・（介護予防）訪問リハビリテーションサービス利用単位

訪問リハビリテーション費　⇒　３０８単位／回　（２０分間＝１回）

介護予防訪問リハビリテーション費　⇒　２９８単位／回　（２０分間＝１回）

・（介護予防）訪問リハサービス提供体制強化加算（Ⅰ）　⇒　６単位／回

勤続７年以上が一人配置している場合。

・（介護予防）訪問リハ短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所・認定日から起算して３ヶ月以内　⇒　２００単位／日

※　退院・退所日または認定日から３ヶ月以内に週２回で１日２０分以上のサービス提供を実施した場合に限り、週１２回（２４０分）まで利用可能。

・移行支援加算　⇒　１７単位／日

利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合。

※　要介護認定者に限る。

・退院時共同指導加算：６００単位／回

入院中の者が退院するにあたり、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合

ご利用者様の自己負担分は、上記の合計単位に単価を掛けた負担割合証に記載された割合となります。

※　四街道市における訪問リハビリテーションの１単位あたりの単価は 10.55 円です。

※　１週間の利用は６回までとなっています。

＜２＞その他

キャンセル料

体調不良や都合によりキャンセルされる場合は、以下の時間までにご連絡ください。

ご利用時間が午前の場合、当日の午前８時３０分までにご連絡ください。

ご利用時間が午後の場合、当日の午後１時までにご連絡ください。

＊　上記の時間を過ぎた場合は、キャンセル料（交通費として）一律５５０円（税込）をいただくこととなります。

交通費

実施指定範囲外での場合には、別途交通費がかかります。

＊　１㎞　５５円（税込）をいただくこととなります。

実施区域

四街道市

千葉市若葉区（若松町、若松台、千城台北、千城台南、千城台東、千城台西、小倉台、小倉町）

千葉市稲毛区（小深町、山王町）

佐倉市（畔田、飯重、石川印南、王子台、大崎台、大篠塚、太田、生谷、表町、鏑木町、上志津原、小篠塚、山王、下志津、下志津原、城内町、染井野、寺崎、中志津、西志津、羽鳥、馬渡、宮小路町、六崎、吉見）

上記区域となります。

ただし、ご利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではありません。

附則

（平成３０年４月１日から施行）

（平成３１年４月１日から施行）

（令和元年１０月１日から施行）

（令和２年４月１日から施行）

（令和３年４月１日から施行）

（令和６年１月１日から施行）

（令和６年６月１日から施行）

個人情報使用についてのお知らせ

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

訪問リハビリテーション栗の郷では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する為、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供